

1/7
スタート!

「ちよつどいい旅、ふくしまステイ。」 冬満喫、ほっこりデジタルラリー



冬を味方に！飲食店や観光施設、温泉などの対象スポットを巡って、豪華賞品を手に入れよう！今年の冬は、ほっこり巡ってちよつどいい旅を！

問／観光交流推進室 回5151-6012

■実施期間

1月7日～3月12日

■参加方法

- 1 ウェブサイト「CJ Monnoパス」にアクセスし事前登録
 - 2 飲食店や観光施設などを巡り、3ポイント以上貯めて抽選に応募
 - 3 ポイント獲得地点：市内宿泊施設、飲食店、有料観光施設(宿泊施設含む)、ふくしまスイーツ・プレミアム認証店など
 - 4 1ポイント獲得地点：旧堀切邸、四季の里など無料観光施設
- ※スポットによって、獲得できるポイント数が異なります。

■賞品

- ・10ポイント：福島三名湯よくばり宿泊補助券など(3万円相当)：5人
- ・5ポイント：道の駅ふくしま商品券など(1万円相当)：40人
- ・3ポイント：ふくしまスイーツ・プレミアム詰め合わせなど(5千円相当)：90人

※福島三名湯
それぞれの
宿泊補助券
がセット。



▲詳しい対象ス
ポットなどは
こちらから



あなたの写真で福島市をPR 市民カメラマン募集



▲詳しくは
こちらから

市公式SNSやホームページなどに掲載する写真を提供いただくボランティア市民カメラマンを募集します。写真が趣味の方、本市の豊かな自然・文化をPRしたい方、ぜひ応募ください。

問／広聴広報課 回5251-3710

■応募資格

- 次の全てに該当する方
- 1 市内在住の18歳以上の方(高校生を除く)
 - 2 パソコンまたはスマートフォンを利用でき、電子メールでやりとりできる方
 - 3 本人所有のデジタル一眼カメラ(一千万画素以上)による撮影と、電子データでの提出が可能なる方
 - 4 本市職員でない方

■募集定員

6人以内

■任期

4月1日～令和6年3月31日

■謝礼

年額1万円

■応募締切

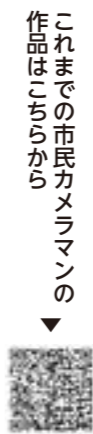
2月3日(金)必着



【あづま総合運動公園のイチヨウ並木】
市民カメラマン：鹿股彩乃さん



【福島競馬場】
市民カメラマン：半沢剛司さん



これまでの市民カメラマンの
作品はこちらから

新たな広聴制度が始まります 市民の声を市政に反映

開かれた市政の推進のためにこれまでの「市長直通便」に代わる新たな制度「市民の声」を開始しました。広く市民の意見や要望を受け付けると同時に、その内容を共有していくことで市民共創を図ります。

問／広聴広報課 回5631-7488

■改正のポイント

市民の皆さんから頂いたご提案、ご要望、苦情などの内容を、市ホームページに掲載します。これまでは提案者と市の間のみでのやりとりでしたが、内容を共有化することで市の考え方を広くお知らせします。市民の皆さんの疑問解消と、より市政に反映可能な提案などの掘り起こしを図ります。

■制度概要

- 1 受け付け方法は、市ホームページのメールフォーム、ファクス、郵送で
- 2 回答は意見の要旨と一緒にホームページに掲載する
- 3 提出者に対して、希望によりホームページ掲載の連絡などを行う
- 4 市の施策に反映可能な提案は個別に回答も行う

■開始時期

市ホームページでの受け付けは令和5年1月1日(祝)

※その他受け付けは1月4日(水)から。

■専用紙の設置場所

各支所・出張所、各学習センター、広聴広報課、本庁1階総合案内など、これまでと同じ場所に設置

■その他

「市民の声」の開始に伴い、「市長直通便」は受け付けを停止しました。②市の各事業に関する問い合わせ、個別に回答を希望する事案などは、これまでどおり、直接担当課に問い合わせください。

ふくしまスイーツ・プレミアム 認証品を販売します!

モモやリンゴなどの市産農産物を使ったスイーツ「ふくしまスイーツ・プレミアム」認証品を販売します！
自分へのご褒美や土産などにぜひご利用ください。

問／観光交流推進室 回5721-5718

■県観光物産館(コラッセふくしま1階)

- とき／1月6～12日
午前9時30分～午後7時
- ところ／入口催事スペース

■道の駅ふくしま

- とき／1月16～22日
午前9時～午後6時
- ところ／特設コーナー(ロゴの看板が目印。販売員は常駐しません)

令和4年度認証商品



▲りんごのシューアイス
(マン・ドゥ・シャトン)



▲カヌレ・ルージュ
(カフェドフルール)



▲「ふくしまスイーツ
プレミアム」
公式サイト



▲茶トラのポンム
(マン・ドゥ・シャトン)

主な償却資産の例

- ◆建設業
油圧ショベル、ブルドーザーなど
- ◆理容・美容業
理・美容椅子、洗面設備など
- ◆小売店・飲食店
商品陳列ケース、厨房設備など
- ◆発電事業
太陽光パネル、パワーコンディショナーなど
- ◆アパート・駐車場
フェンス、物置、駐車場舗装など

土地や家屋以外の事業用資産は償却資産とい、固定資産税の課税対象になります。飲食業や美容業、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を営んでいる方法人、個人(とも)で、機械、設備などの資産(償却資産)を市内に所有している場合は、期限までに必ず申告してください。

問／資産税課 回5251-3730

■申告期限

1月31日(火)

■主な償却資産

- 1 屋外給排水設備などの建物附属設備で、固定資産の家屋の評価対象でないもの
 - 2 借りている建物に取り付けた建物附属設備(内装工事など)
 - 3 駐車場舗装などの外構工事、構築物
 - 4 機械装置、工具、器具、備品
 - 5 大型特殊自動車
 - 6 船舶
 - 7 航空機 など
- ※令和4年度までに申告があった方には、令和5年度償却資産申告書を12月16日に発送しました。

